

大河原町長 齋 清志 殿
大河原町議会議長 岡崎 隆 殿

大河原町監査委員 永井 昌利
大河原町監査委員 佐藤 貴久

財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

記

1. 監査対象

(1) 財政援助団体監査

令和4年度に支出された財政援助団体等への助成金

①地区敬老事業費補助金	8,785,547円
②一時保育促進事業補助金	2,682,000円
③コミュニティ補助金	2,500,000円
④中小企業振興資金融資制度保証料補給金	3,171,890円
⑤集団資源回収奨励金	693,920円
⑥大河原クロスカントリー大会補助金	493,353円

(2) 公の施設の管理受託者(指定管理者)監査

令和4年度の指定管理者への委託施設

- ① 大河原町福祉作業所さくら
- ② 大河原町駅前コミュニティセンター及び大河原駅前立体駐車場
- ③ 大河原町体育施設

2. 監査実施日

令和5年6月14日(水)・16日(金)

3. 監査主眼

監査基準に基づいて、財政的援助を与えている団体(抽出)及び公の施設の管理受託者に対して、当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼とした。

4. 監査結果及び意見

財政援助団体監査は令和4年度において、公益上必要があると認め支出した補助金のうちから6件を抽出し、いずれもその目的に沿って効果的に使用されていることが認められ、結果は概ね良好であった。

また、公の施設の管理受託についても、協定書の締結に係る事務並びに施設の管理運営、会計経理等に関する事務及び関連する事務事業の執行について概ね適正に処理されているものと認められた。

現場の状況調査についても、何れも契約どおり遂行されたものと思料され、概ね良好であった。

なお、軽易な事項については担当課に口頭指導したほか、大河原町監査基準第14条により指摘した事項又は表明した意見は〔別紙〕のとおりである。

《指摘事項及び意見》（大河原町監査基準第14条該当分）

※監査対象

1. 財政援助団体(補助金)

①地区敬老事業費補助金	8,785,547 円
②一時保育促進事業補助金	2,682,000 円
③コミュニティ補助金	2,500,000 円
④中小企業振興資金融資制度保証料補給金	3,171,890 円
⑤集団資源回収奨励金	693,920 円
⑥大河原クロスカントリー大会補助金	493,353 円

2. 公の施設の管理受託(指定管理)

- ①福祉作業所さくら
- ②駅前コミュニティセンター及び駅前立体駐車場
- ③大河原町体育施設

【指摘事項】

1. 財政援助団体(補助金)

⑥大河原クロスカントリー大会補助金について

参加者が少ない、費用対効果が悪い等の理由で中止が決定した。その結果、参加予定者や事業を支援する町民に対して逆アナウンス効果をもたらしたと思われる。何よりも493,353円の不要な支出を生じる結果となった。大会補助金交付要綱第5条に20%以内の増減を認める条項が規定されており、これは事業の実行を担保するための方策の一つとして定めたものと考えられる。従って事業中止にすることについては極力これを避けるよう努力されたい。また、大会補助金交付要綱では、大会を中止する場合はあらかじめ中止承認申請書を提出することとなっているが、実施予定日の11月23日以降に提出されている。中止が決まった時点で直ちに提出すべきであった。

2. 公の施設の管理受託(指定管理)

特になし

【意見】

1. 財政援助団体(補助金)

特になし

2. 公の施設の管理受託(指定管理)

③大河原町体育施設について

令和3年度の収支決算余剰金1,548,066円について、町への返還が令和4年12月となっていた。特別な事情もなく、返還までに8か月ほど要している。基本協定書では業務報告書の提出期限を事業完了後30日以内と定めている。当該収支決算余剰金についても確定次第、速やかに返還すべきである。

また、特定非営利活動法人大河原スポーツ振興アカデミーの内部において収支決算余剰金返還金精算に関して、年度内に履行すればよい等の緊張感に欠ける風潮があったことを事務局長は認

めている。特定非営利活動法人の体質改善についても委託者である町として強く指導すべきである。

なお、監査実施日現在、令和4年度分収支決算余剰金についても未返還であることを、念のため申し添える。

(永井監査委員)

(佐藤監査委員)